

# 狭山水みらいセンター 一般開放区域管理運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大阪府南部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓蒙を図るため整備した、狭山水みらいセンター（以下「センター」という。）内の狭山水みらいセンター一般開放区域（以下「一般開放区域」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

## (一般開放区域の名称及び所在地)

第2条 一般開放区域の名称及び所在地は、次のとおりとする（別添のとおり。）。

名称 かがやき広場  
せせらぎの丘  
駐車場、駐輪場

所在地 大阪狭山市東池尻6丁目1647

## (休園日)

第3条 一般開放区域の休園日は、毎月第1、3火曜日（その日が祝祭日にあたる場合は翌日）及び12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、大阪府南部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは休園日を変更し、または臨時に休園日を設けることができる。

## (利用時間)

第4条 一般開放区域の利用時間は、4月1日から9月30日までの間は午前7時から午後6時まで、10月1日から3月31日までの間は午前7時から午後5時までとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

## (利用許可)

第5条 一般開放区域の利用にあたっては、原則、利用許可申請を要しない。ただし、団体で利用しようとする者は、センターと事前に協議のうえ、利用申込書（以下「申込書」という。）により申請し、利用許可書（以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。

2 許可書の交付を受けた者は、当該施設を利用するにあたり、許可書を携帯しなければならない。

3 許可書の交付にあたり、条件を付し、または指示をする場合がある。

## (利用許可の取消)

第6条 所長は、前条第1項に定める利用許可を受けた者が許可の内容、条件、ま

たは指示に違反している場合、または違反したことがある場合は、許可を取り消し、または許可をしないことができる。

(許可書の譲渡の禁止)

第7条 許可書の交付を受けた者は、これを他の者に譲渡してはならない。

(利用料)

第8条 一般開放区域の利用は無料とする。

(利用の制限等)

第9条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、一般開放区域の利用に危険があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。

2 所長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、利用者に対して利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

(1) 一般開放区域内での喫煙

(2) 建物、工作物、設備、立木等を損傷し、または汚損する行為

(3) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等の掲示

(4) テント、縄はり、杭、その他これらに類する仮設工作物の設置（承認を得た場合を除く。）

(5) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為

(6) 野球、サッカー、ゴルフ等第三者に危害を及ぼす恐れのある行為

(7) 凶器、爆発物、その他の危険物の持ち込み

(8) 露店、行商、その他これらに類する行為

(9) 犬等（身体障がい者補助犬を除く。）の動物の持ち込み

(10) 立ち入り禁止区域への立ち入り

(11) 駐車場、または駐輪場以外の場所への自動車、バイク、または自転車の乗り入れ

(12) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、一般開放区域の本来の利用を著しく妨げる行為

(利用者の責務)

第10条 利用者は、前条第2項各号に掲げる行為により施設等を損傷、滅失したとき、または第三者に損害を与えたときは、それらの損害を賠償しなければならない。

2 一般開放区域の利用による傷害等については、当該利用者の責任とし、事務所は一切関知しない。

3 利用者は、一般開放区域を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をすよう努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般開放区域の管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年 7月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年 9月11日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 元年10月 3日から施行する。